

## 四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ

＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞

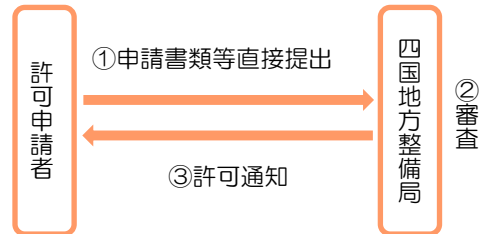


# 国土交通大臣許可業者の 書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

建設業許可申請（新規・更新等）、  
決算変更届等の各種届出、経営事項審査の  
各種書類は、都道府県を経由することなく、  
四国地方整備局へ直接郵送または持参に  
より提出することとなります。

令和2年4月1日から



※詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

＜郵送先＞

〒760-8554

香川県高松市サンポート 3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■ 問い合わせ先

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 建設業係

☎ 087-851-8061（代）